

## 目黒区地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱

平成 23 年 6 月 3 日付け目健高第 1336 号決定  
平成 24 年 6 月 8 日付け目健高第 1390 号一部改正  
平成 25 年 6 月 17 日付け目健高第 1692 号一部改正  
平成 26 年 6 月 12 日付け目健高第 1412 号一部改正  
平成 27 年 10 月 28 日付け目健高第 2752 号一部改正  
平成 28 年 7 月 29 日付け目健高第 2451 号一部改正  
平成 30 年 9 月 18 日付け目健高第 2072 号一部改正  
令和 2 年 12 月 8 日付け目健高第 3431 号一部改正  
令和 5 年 4 月 21 日付け目健高第 614 号一部改正  
令和 6 年 11 月 6 日付け目健高第 8183 号一部改正  
令和 8 年 4 月 13 日付け目健高第 312 号一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、介護が必要となった際にも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、小規模多機能型居宅介護拠点等の地域密着型サービス拠点を整備する法人に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、地域密着型サービス拠点等の整備を促進し、もって高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (運営事業者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる地域密着型サービス拠点を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）は、次に定める法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- (5) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

2 前項に規定するもののほか、前項各号に規定する法人が地域密着型サービス拠点を運営する場合において、当該法人に建物を賃貸する目的で補助事業を行う土地又は建物の所有者等（以下「オーナー」という。）は、補助金の交付を受けることができるものとする。

### (暴力団等の排除)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（目黒区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 14 日目黒区条例第 3 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体であって、その代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる整備事業であり、目黒区の計画に合致し、東京都の地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱（令和7年3月31日付け6福祉高施第2183号）の補助対象事業となる事業とする。

(1) 小規模多機能型居宅介護

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所を整備する事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(2) 認知症対応型通所介護

法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所に係る建物を新たに整備する事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護

法第8条第23項に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所に係る建物を新たに整備する事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所を整備する事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を整備する事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(6) デジタル介護機器等コンサルティングを導入する事業

地域密着型介護老人福祉施設の整備に併せて、使用するデジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の選定・活用に関するコンサルティングを導入する事業

2 区長は、補助金の交付を受けようとする運営事業者、土地所有者及び建物所有者（以下「補助事業者等」という。）のうちから、別に定めるところにより補助優先順位を決定し、上位の補助事業者等から予算の範囲内で補助する。

(事業の運営)

第5条 事業の運営については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業内容が、法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に適合すること。

(2) 事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。

- (3) 運営事業者は、地域密着型サービス事業を継続させて行うこと。そのため、整備した建物は、原則として運営事業者が所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 高齢者の処遇及び地域密着型サービス事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。
- (5) 運営事業者が、介護保険法に定める指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に指定されていること又は指定される見込みがあること。
- (6) 2階以上の建築物には、入居者の安全の確保のために外階段を整備すること。

(補助事業者等の責務)

第6条 補助事業者等は、補助金が区民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

(補助対象経費及び算定基準)

第7条 補助対象経費及びその算定の基準は、別表のとおりとする。

(補助金交付額)

第8条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

東京都が定める令和7年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱（令和7年3月31日付け6福祉高施第2197号。以下「都補助要綱」という。）に定める額に、別表1第1欄に定める区分に対応する次のアの金額とイの金額とを比較していずれか少ない額に、別表1第5欄の補助率を乗じて得た額と別表2に対応する区補助基準額を加算した額を限度として、予算の範囲内において、区長が定める額

ア 別表1第2欄に定める区補助基準額に、別表1第3欄に定める物価調整額を加算した額

イ 別表1第4欄に定める対象経費の実支出額

(2) 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

都補助要綱に定める額に、別表3第1欄に定める区分に対応する次のアの金額とイの金額とを比較していずれか少ない額に、別表3第5欄の補助率を乗じて得た額と別表4第2欄に定める額に別表4第3欄に定める単位を乗じて得た額を加算した額を限度として、予算の範囲内において、区長が定める額

ア 別表3第2欄に定める区補助基準額に別表3第3欄に定める物価調整額を加算した額

イ 別表3第4欄に定める対象経費の実支出額

(3) その他事業

都補助要綱に定める額

(補助協議及び補助内示)

第9条 補助事業者等が補助金の交付を受けようとするときは、別紙第1号様式に関係書類を添えて区長に協議しなければならない。

2 区長は前項の規定による書類の提出があったときは、提出書類の審査等を行い、適当と認める場合には、補助金交付について、別紙第2号様式により当該補助事業者等に内示する。

3 前項の場合において、区長は、当該事業に関する国の交付金又は東京都の補助金の交付についての内示があったときに限り、補助金交付について内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第 10 条 前条第 2 項による内示を受けた補助事業者等が補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める日までに、別紙第 3 号様式に關係書類を添えて区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 11 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、提出書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、その決定内容及び別に定める補助条件を付して、別紙第 4 号様式により、当該補助事業者等に通知する。

(申請の却下)

第 12 条 区長は、第 10 条の規定による申請に対し、補助金を交付しないことと決定した場合は、その理由を付して別紙第 5 号様式により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 13 条 区長は、第 11 条の規定による補助金の交付決定後、国の交付金又は都の補助金交付決定がなされない等の事情の変更により特に必要が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定により措置するときは、別紙第 6 号様式により、補助事業者等に通知する。

(承認事項)

第 14 条 補助事業者等は、次の第 1 号又は第 2 号に該当するときは別紙第 7 号様式、第 3 号に該当するときは別紙第 8 号様式をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更しようとするとき。

ア 建物の規模及び構造(軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を補助事業者等に通知する。

3 第 11 条の規定は、前項の規定による区長の通知について準用する。

(補助対象期間)

第 15 条 補助事業者等に対する補助は、1 か年とする。ただし、2 か年以上の継続事業とするときは、第 8 条による補助額に各年の進捗率を乗じた額(年度ごとに千円未満は切り捨てる。)を各年度の補助金額とする。この場合において、2 か年以上の継続事業の補助金交

付額の算定に当たっては、着工年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。

(補助事業の完了時期)

第 16 条 補助事業者等は、補助金の交付の決定に係る区の会計年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(状況報告)

第 17 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者等は、補助事業の進捗状況を、定期的に区長に報告しなければならない。

(事故報告)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 19 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者等は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、別紙第 9 号様式に関係書類を添えて区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 20 条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙第 10 号様式により補助事業者等に通知する。

(補助金の請求)

第 21 条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者等は、速やかに別紙第 11 号様式により、区長に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第 22 条 区長は、補助事業者等から前条による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第 23 条 区長は、第 20 条の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対し、当該補助事業をこれらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 19 条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な処置をした場合に準用する。

(決定の取消し)

第 24 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業等の事業を廃止したとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に基づく命令に違反したとき。
  - (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定は、第 20 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。
- 3 第 13 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による取消しの場合に準用する。

#### （補助金の返還）

第 25 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者等に対し、東京都が定める「補助金等交付財産の財産処分承認基準」（平成 23 年 6 月 1 日 23 財主財第 38 号）を準用し、別に定める日（以下「納期日」という。）までに、その全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

#### （違約加算金）

第 26 条 補助事業者等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### （延滞金）

第 27 条 補助事業者等は、第 25 条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### （他の補助金等の一時停止等）

第 28 条 区長は、補助事業者等が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### （財産処分の制限）

第 29 条 補助事業者等は、補助事業により取得した不動産又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産処分等に伴う収入の納付)

第 30 条 補助事業者等が、前条の規定により区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産管理)

第 31 条 区長は、補助事業者等が補助事業により取得した不動産又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

(書類の整理等)

第 32 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第 33 条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙第 12 号様式により速やかに区長に報告しなければならない。なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を目黒区に返還しなければならない。

(防火設備整備の条件)

第 34 条 平成 25 年 12 月 27 日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 368 号）、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成 25 年総務省令第 126 号）、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」（平成 25 年総務省令第 127 号）により設置が義務化された防火設備については、義務化の有無にかかわらず本整備と併せて整備すること。

(その他)

第 35 条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和 43 年 3 月目黒区規則第 6 号）に定めるところによる。

(委任)

第 36 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 3 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 8 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  
付 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 18 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 13 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第7条、第8条関係）

## 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護拠点整備費補助事業

1 区分	2 区補助基準額	3 物価調整額	4 対象経費	5 補助率
(1) 宿泊定員1名	900,000円	880,000円	以下の整備区分による施設整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当を認められる購入費等を含む。 また、既存建築物の買取りの場合はその買取り経費 （整備区分） ①新たに建物を創設 ②既存建築物の買取り又は改修 ③所有する建築物を改修	1 / 4
(2) 宿泊定員2名	5,580,000円	5,500,000円		
(3) 宿泊定員3名	10,260,000円	10,100,000円		
(4) 宿泊定員4名	14,940,000円	14,720,000円		
(5) 宿泊定員5名	19,620,000円	19,340,000円		
(6) 宿泊定員6名	24,300,000円	23,960,000円		
(7) 宿泊定員7名	28,980,000円	28,580,000円		
(8) 宿泊定員8名	33,660,000円	33,190,000円		
(9) 宿泊定員9名	38,340,000円	37,810,000円		

別表2（第7条、第8条関係）

## 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護拠点整備費補助事業

1 区分	2 区補助基準額	3 対象経費	4 補助率
宿泊定員5名以上 （区有施設を使用して行う整備事業は除く）	5,000,000円	同上	10 / 10

別表3（第7条、第8条関係）

## 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）整備費補助事業

1 区分	2 区補助基準額	3 物価調整額	4 対象経費	5 補助率
～定員15名	6,750,000円	5,510,000円	以下の整備区分による施設の整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。） ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当を認められる購入費等を含む。 また、既存建築物の買取りの場合はその買取り経費 （整備区分） ①新たに建物を創設 ②既存建築物の買い取り又は改修 ③所有する建築物を改修	1 / 4
定員16名	13,200,000円	10,770,000円		
定員17名	19,650,000円	16,040,000円		
定員18名	26,100,000円	21,300,000円		
定員19名	32,550,000円	26,580,000円		
定員20名	39,000,000円	31,840,000円		
定員21名	45,450,000円	37,110,000円		
定員22名	51,900,000円	42,380,000円		
定員23名	58,350,000円	47,650,000円		
定員24名	64,800,000円	52,910,000円		
定員25名	71,250,000円	58,190,000円		
定員26名	77,700,000円	63,450,000円		
定員27名	84,150,000円	68,720,000円		
定員28名	90,600,000円	73,990,000円		
定員29名	97,050,000円	79,260,000円		
～定員15名	4,500,000円	5,510,000円		
定員16名	8,800,000円	10,770,000円		
定員17名	13,100,000円	16,040,000円		
定員18名	17,400,000円	21,300,000円		
定員19名	21,700,000円	26,580,000円		
定員20名	26,000,000円	31,840,000円		
定員21名	30,300,000円	37,110,000円		
定員22名	34,600,000円	42,380,000円		
定員23名	38,900,000円	47,650,000円		
定員24名	43,200,000円	52,910,000円		
定員25名	47,500,000円	58,190,000円		
定員26名	51,800,000円	63,450,000円		
定員27名	56,100,000円	68,720,000円		
定員28名	60,400,000円	73,990,000円		
定員29名	64,700,000円	79,260,000円		

別表4（第7条、第8条関係）

## 目黒区加算分

1 区分	2 区補助基準額	3 単位	4 対象経費	5 補助率
地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）	4,000,000円	整備床数	同上	10 / 10

## 備 考

1 対象経費について、次に掲げる費用については、補助対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (3) 設備整備に要する費用
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) その他施設整備事業として適当と認められない費用